

五條市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (R6.4.2～R7.4.1)

採用	退職	計
27人	24人	3人

(2) 部門別職員数の状況 (単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		令和7年	令和6年	
一般 行 政	議 会	4	4	0
	総 務	93	90	3
	税 務	19	16	3
	労 働	0	0	0
	農林水産	24	23	1
	商 工	7	7	0
	土 木	41	37	4
	民 生	45	45	0
	衛 生	25	30	▲5
	小 計	258	252	6
特別 行政	教 育	75	80	▲5
公 営 企 業 等	水 道	14	13	1
	下 水 道	2	2	0
	そ の 他	22	21	1
	小 計	38	36	2
合 計		371 (444)	368 (444)	3 (0)

(注) 各年4月1日の人数です。 () 内は条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員の状況

①全職員の平均年齢 (各年4月1日現在)

	令和7年	令和6年
平均年齢	42歳1月	42歳5月

②年齢別職員数の状況

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 9	人 26	人 45	人 41	人 44	人 35	人 32	人 50	人 41	人 34	人 14	人 371

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(2) 休暇の状況

① 年次有給休暇

1年を通じ20日以内の年次有給休暇を取得することができ、その年に取得できなかった日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

《取得状況》

令和6年中の平均取得日数	令和5年中の平均取得日数
9.2日	9.5日

② 特別休暇

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。主要なものは次のとおりです。

種類	付与日数
公民としての権利行使する場合	必要と認められる期間
証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日
結婚休暇	5日
不妊治療休暇	5日又は10日以内
産前休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	産後8週間まで
妻の出産	2日

男性職員の育児参加のための休暇	5日（配偶者の出産予定日前6週間から出産後8週間の期間に対象の子を養育）
子の看護のための休暇	5日（子2人以上は10日）
忌引休暇	配偶者・父母：7日、子：5日、祖父母等：3日 等
夏季休暇	6日
病気休暇	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認める日数
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間

③ 育児休業・育児部分休業

育児休業は職員が育児をするための休業制度で、最長3年間休みを取ることができます。

また、育児部分休業は1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。

《令和6年度取得状況》

育児休業	10人
育児部分休業	9人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

○令和6年度の状況

分限処分	免職	降任	休職	降給	合計
	0人	0人	6人	0人	6人
懲戒処分	免職	停職	減給	戒告	合計
	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。心身の故障（負傷・疾病）などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。

※ 懲戒処分は、服務規律違反に対する制裁として行われる処分です。

4 職員の服務の状況

(1) 服務に関する基本原則の概要

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は職務遂行に当たって法令、条例、規則等に従い、かつ上司の命令に従わなければならない。

② 信用失墜行為の禁止

職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為を行ったりしてはならない。

③ 秘密を守る義務

職員は在職中、退職後を問わず職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

④ 職務に専念する義務

職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければならない。

⑤ 政治的行為の制限

職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されている。

⑥ 争議行為等の禁止

職員は争議行為等が禁止されている。

⑦ 営利企業等の従事制限

職員は営利企業等に従事することが制限されており、従事する場合は許可を受けなければならない。

(2) 職務専念義務免除制度の概要

職務専念義務は、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③任命権者が定める場合に限り免除されます。

(3) 営利企業等従事許可制度の概要

地方公務員法第38条の規定により、職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員等への就任、自ら営利を目的とする私企業の経営、報酬を受けての事業への従事などは禁止されていますが、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定める基準に適合する場合には許可できます。

① その職員の占めている職と当該営利企業との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合

② その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがない場合

5 職員の退職管理の状況

地方公務員法に基づき、五條市職員の退職管理に関する条例により、適正な退職管理に取り組んでいます。条例では、課長級以上の職の経験がある元職員が、退職後2年間に営利企業等に再就職した場合、再就職先の名称や地位等を届けることとしています。また、退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されています。

6 職員の研修の状況

【人材育成基本方針の概要】

本格的な地方分権社会に対応するため、これまで必要とされてきた職務遂行能力に加え、課題を発見し、それを自主的・主体的に解決し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを積極的に推進していく能力が求められている状況において、平成26年5月地方公務員法の改正を踏まえ、組織が主体となり、より効率的で実効性の高い人材育成の取組を進めるため、平成22年度に策定した「五條市人材育成基本方針」を平成27年11月に改定しました。

○研修の実施状況（令和6年度）

区分	研修内容	受講者数 (のべ人数)
奈良県市町村職員研修センター	○各種階層別研修（新規採用者） ○専門研修（技術系職員研修・選挙事務実務研修・自治体法務研修）	112人
その他派遣研修	○奈良県（市町村実務研修） ○総務省自治大学校 ○市町村アカデミー ○市町村国際文化研修所 ○奈良県市長会・町村会	15人
市独自研修	○人権職員研修 ○新規採用職員研修 ○公用車安全運転講習会 ○オンライン研修等	770人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康管理について

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、定期健康診断、産業医の保健指導・健康相談を実施しています。

（2）公務災害の発生状況（令和6年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てんと職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的とした制度です。令和6年度の認定は2件でした。

(3) 共済組合制度の概要

職員は、奈良県市町村職員共済組合（こども園保育教諭については公立学校共済組合に加入しています。

共済組合は、相互扶助の精神によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を目的として設けられており、組合員である職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、その目的を達成するために、次の事業を行っています。

- 短期給付事業 … 組合員と被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。
- 長期給付事業 … 組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- 福祉事業 … 組合員と被扶養者の病気の予防と、健康増進のための保健事業、貯金、貸付、宿泊事業を行っています。

(4) その他福利厚生事業

地方公務員法の趣旨に基づき、市職員の厚生及び共済を図るため、五條市職員互助会を設置し、職員からの会費をもとに運営しています。

主な事業は、慶弔金や人間ドック受診費用助成などの給付事業を行っています。

8 公平委員会の業務の状況（令和6年度）

職員は、公平委員会に対し、給与など勤務条件に関し、市の当局より適当な措置をとられるよう要求することができます。また、懲戒処分など不利益な処分を受けたときは、同委員会に対し審査請求をすることができます。職員の苦情処理については、勤務条件に必ずしも至らないような職員の苦情に適切に対応するために設けられています。令和6年度の件数は0件でした。